国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　〃　：宮城県政記者会》

平成３０年１１月１２日
国土交通省　東北運輸局

岩手県花巻市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

平成２９年１０月２７日、１２月２１日の両日に東北運輸局及び東北運輸局岩手運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、岩手運輸支局にて行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社　北国観光　　代表取締役　遠藤　誠一
（法人番号：８４０００１００８７１３）
岩手県花巻市東十二丁目第２１地割８８番地
営業所：本社営業所
岩手県花巻市東十二丁目第２１地割８８番地

２．行政処分等年月日　　平成３０年１０月１７日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分
平成３０年１１月１２日から平成３０年１１月１９日まで（４両×８日間）
平成３０年１１月１２日から平成３０年１１月１８日まで（４両×７日間）

（２）文書警告

４．違反の概要
（１）運賃料金変更事前届出違反
（道路運送法第９条の２第１項）
（２）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
（道路運送法第２７条第３項）
①運送引受書の交付義務違反（記載事項の不備）
（旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第１項）
（３）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反
（道路運送法第２９条の３）

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：髙山・宮崎
℡：０２２－７９１－７５３２